

総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会

《住之江区》

■日 時：平成28年9月24日(土) 14:09～16:08

■場 所：住之江区民ホール

(司会)

皆様、大変長らくお待たせいたしました。ただいまから総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会を開催させていただきます。

最初に、本日の出席者をご紹介します。

吉村大阪市長です。

松井大阪府知事です。

西原住之江区長です。

続きまして、事務局をご紹介します。

手向副首都推進局長です。

本日の制度説明を務めます、副首都推進局制度企画担当部長の水守です。

私は、本日進行を務めさせていただきます副首都推進局住民対話担当課長の水野と申します。よろしく願いいたします。

後ほど吉村市長よりご挨拶と説明がございますが、まずは開催に当たりまして副首都推進局長の手向より本説明会の開催趣旨を申し上げます。

(手向副首都推進局長)

副首都推進局長の手向でございます。

本日はお休みの日にもかかわらずこのようにお集まりいただきましてありがとうございます。それから、開催が少しおくれたこと、あわせましてこの場をおかりしておわび申し上げます。

きょうはこの後吉村市長からこの説明会をなぜ開催するに至ったかという背景等につきまして詳しく説明のほうございますので、私からきょうの開催趣旨について簡単に説明させていただきます。

今、大阪府と大阪市では、大阪を副首都化にしようという取り組みを進めておりますが、その際、それにふさわしい行政機構というのが市民の方々、それから将来の大阪の発展にとってどのような形のものが一番すぐれているのかということにつきまして、大阪府と大阪府が一体になって取り組んでまいりますために、ことしの4月に副首都推進局という府市共同の行政組織が設置されたところでございます。そこで現在新たな大都市制度についての検討を進めているところでございます。この検討をより深めてまいりますために、この総合区制度と特別区制度につきまして皆様の貴重なご意見をお伺いいたしまして、今後の制度設計に反映してまいりたいと考えまして、今回この意見募集・説明会を開催することといたしました。

本日の意見募集・説明会は大阪市が行政として開催するものでございますので、制度案

につきましてどちらがすぐれているのか、あるいはどちらの制度を選択するのかといったことをご判断いただく場でもございませんので、また制度と関係のないご発言や政治的な主張といった開催趣旨にそぐわない発言につきましては、この場ではご遠慮いただきますようお願いいたします。

それでは、皆様からできるだけ多くのご意見をお伺いできますよう、説明についてはできるだけわかりやすいように努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくようお願いいたします。

(司会)

続きまして、西原住之江区長よりご挨拶申し上げます。

(西原住之江区長)

皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、またお休みのところたくさんの方来ていただきましてありがとうございます。また、日ごろは住之江区、さまざまな地域の事業、取り組み、ご協力またご参加いただきましてありがとうございます。

言うまでもありませんが、日本は少子高齢化、また人口減少のこういうところで我々が経験したことのない状況に置かれております。その中で、我々地域の課題、さまざまな課題解決のために一生懸命地域の方々と行政が一緒になって解決に試みているところでございます。きょうは大阪の大都市のあり方、将来においてどういう形が一番いいのかということを考えていただく時間でございます。皆様にとって貴重な時間でございますようにご祈念申し上げます、冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございます。

(司会)

それでは、本日の説明会の進行につきまして私から簡単にご説明申し上げます。

まず、吉村市長より大都市制度改革の必要性についてご説明し、引き続きお手元の資料に沿いまして事務局よりご説明いたします。ここままで約1時間程度を見込んでおります。その後、皆様より説明内容に関するご質問やご意見をお受けいたします。

なお、お手元に意見用紙を配付させていただいておりますが、説明会終了後、会場出口付近で回収いたしますので、こちらにもぜひご意見をご記入いただきますようお願いいたします。

それでは、早速説明に移らせていただきます。

吉村市長、お願いいたします。

(吉村大阪市長)

皆さん、こんにちは。市長の吉村でございます。

きょうはまず開催が少しおくれましたことおわび申し上げます。前の公務がちょっと長引まして、ちょっと10分ほどおくれました。申しわけございませんでした。

きょうはお休みの日にもかかわらずこのようにご参加いただきまして本当にありがとうございます。今回の説明というのは制度の説明ですのでちょっとわかりにくいところもあ

るかなと思うんです。できるだけわかりやすく説明したいと思います。例えば待機児童をどうするとか、高齢者の皆さんの福祉どうしますか、これは一個一個の政策の話なんですね。こういった政策の話だとわかりやすいんですけども、きょうの話は個別の政策ではなくて、その政策をやっていくための主体というか役所のあり方というちょっとわかりにくいところもあるんですけども、できるだけわかりやすく説明したいと思います。それから、大事なのは一つ一つの政策、さっき言った待機児童どうするとか、あるいは大阪市と大阪府の大きな方向の政策どうするとか、そういうことも非常に大事なんですけれども、実はそういった一つ一つの政策を実行する役所の仕組み、これ実行していくのは役所の仕組みが実行していきますので、実はこの制度をどうするかというのは皆さんに非常に関係のあることだと僕は思ってます。それから、大阪の将来を考える上でしっかりと政策を実行する仕組みというのをどのように考えるのかというのは非常に大事なことだと思ってます。きょうは行政の説明ですので、この制度をぜひ皆さん推してくださいとか、この制度でやってください、そういうことを言うわけではありません。今回の制度、皆さんにこういう制度があるというご理解を少しいただきたいなと思ひますし、大阪にやっぱり課題があって、大都市の改革をしなければいけないんだなということをぜひ少しでも思っていたら非常にありがたいなというふうに思ってます。僕自身はそういう課題があるというふうに思ってます。

じゃ、始めさせていただきます。ちょっとスライドを見ながら進めさせていただきます。

少しちょっと振り返っていただきたいと思ひます。この制度のあり方について、今年の5月17日の住民投票の話です。当時も特別区の設置ということで皆さんに投票いただきました。当時何が問題になったかということ、大阪の住民自治、住民の皆さんの近いところで行政サービスというのを充実させていこうよと。そのために何が要りますかねということの住民自治を拡充していきましょうというポイントが1つ。そしてもう一つが、大阪市と大阪府が担ってるいわゆる二重行政と言われるような広域の大阪全体の広い政策の進め方について、大阪府に一元化していこうと。そういった意味で大阪市を5つのエリアに再編して特別区を設置しようというご提案をいたしました。その結果ですけれども、皆さんご承知のとおり賛成が69万票、反対が70万票ということで反対が多数になりまして、今年の5月17日にご提案させていただきました案については法律上はバツと、不存在というように今なってる状況です。

ただ、ここでもそういう二重行政の解消という提案もしましたが、この大阪府と市の二重行政というか府市合わせ（不幸せ）の状況というのは随分前から言われてる行政の課題でして、そういった課題をどう解決していくのか、それから住民の皆さんの身近なところでどうやって住民自治を拡充していくのか、その課題を解決することが大事だよなということで、今年の11月、私と知事と選挙に出て、この特別区、廃案になりました、バツになりましたけれども、修正する案をつくらせてほしいということを皆さんにお訴えをして、そして当選させていただきました。そして、この課題についてはまだ解決されてない、大都市制度の改革というのを進めていこうということで、今さまざまな取り組みを進めています。

じゃ、どういうことをしてるのということなんですけれども、大きくは二重行政の問題です。大阪の成長を引っ張っていく、日本を見たときに東西二極の一極をこの大阪が担え

るような、そんな仕組みをつくっていきましょうと。そのために何が必要なんですかと。都市機能というのを強化していきましょうと。大阪市と府がバラバラにやってるのを一体としてやっていく必要があるんじゃないですかという問題意識が1つ。そしてもう一つが、先ほど申し上げた人口減少社会になります。ここにありますけれども大阪の大きな課題、人口減少になって超高齢化社会になっていく。東京一極集中が進んでいる。大阪の低迷もなかなかこれが上がってこないという状況の中で、二重行政の解消と、もう一つは限られた財源の中で住民に身近なところで、皆さんに身近なところでこの行政サービスを拡充していきましょうと。そのためにはどうしたらいいですかねというこの大きな2つの課題を解決しようということ。これを1つの課題として副首都推進本部というのを設置しました。今来てる職員は副首都推進本部のメンバーであります。

じゃ、この課題、どういうことがあるのということなんですけれども、これ見ていただいて、まず大きくは人口です。人口というのはパワーの源泉ですから、人口がどういうふうな増減していくんですかという見込みです。東京も大阪も愛知も人口減少社会には当然これからなっていくんです、これから。高齢化社会の中で人口減少になっていくんですけれども、見ていただきたいのは、愛知も下がっていく、東京も下がっていくんですけれども、大阪の下がりぐあいがぐんときてるということなんです。これ横浜です。都市ですけど横浜市。横浜市も少しずつ下がっていきます。名古屋市も少しずつ下がっていく。でも大阪市は、今270万ありますけれども、これが230万ぐらいに、下がり方がやっぱりきついですね。今から2040年ですからそんなに遠くない将来です。当然私自身も人口がパワーの源泉だと思っておりますので、大阪市の都市魅力を高めてできるだけ大阪の人口をふやしていこうと、大阪に来てもらおうという政策をやっていますけれども、大きな目で見るとこういった傾向にあるというのが今の現状です。

これは経済規模です。域内総生産と書いてますけれども、要は日本の中でどのぐらい経済規模があるんですかというような、ざくっと言えばそういうことです。東京については、これも非常に長いスパンで見たものです。1960年代ですから長いスパンで見てどういう動きですかと見ますと、東京についてはほぼ横ばいです。愛知、神奈川もそうですけれども、大阪は9%がやっぱり下がっていったと。もう一つ顕著なのが、これも40年ぐらいの単位で見た数字なんですけれども、名古屋市、横浜市、こういうふうな動きになってますが、大阪市については5%ぐらいから3.7%ぐらいまで域内総生産が下がってきてるというような、こういった現状です。

大きな大企業、資本金1億円以上の大企業ってどうなってるのということなんですけれども、これも15年ぐらいの長いスパンで見た単位なんですけれども、じゃ、どうなってるのというと、東京や神奈川はふえていってると。しかし、一方で大阪府は減っていった状況です。都心部で見ますと、これは大阪市、名古屋市、横浜市、東京23区ということなんですけれども、名古屋市も当然減ってるんですが、大阪市の減る率が非常に大きいというのが現状。つまり長い15年ぐらいのスパンで見ても大きな資本金1億円以上の大企業というのが東京のほうに流れていってるといような現状があるという実態があります。

これは企業の集積です。この色が濃いほど事業所がたくさんある、詰まってるというような図なんですけれども、この大阪が東京や横浜ちょっと違うのは、この大阪市中心に発展してきました。これは紛れもない事実でして、大阪市中心に事業が発展してきた。ただ

それが、大阪市というのがいわゆる経済規模の範囲でいうと狭いエリアになりますので、それがどんどん広がってきてると。この事業規模の単位は大阪全体に広がってきてる。ただ、行政の線はこうなってますが、事業の範囲で見ると非常に広範囲になってきているというような状況。つまり大阪では狭いエリアの中で大阪府と大阪市が広域行政、つまり大きなまちの方向性とか経済政策とか道路とかインフラとかどうするかというのをこの中で、狭いエリアの中で府と市がそれぞれ担当しているというのが実態。でも、人口とかいわゆる事業所の集積については外へ外へと広がって発展してきていると、広がってきているというのが今の大阪の現状です。

じゃ、その現状に対してどう課題解決していくのというところで、府と市がバラバラにやっける政策、これについてはやっぱり一体になった政策をやっていきましょうよと。府と市が違う方向を向くんじゃなくて、1つの方向を向いて大阪全体の成長というのを目指していく必要があるよねという問題意識で、それぞれ府と市で共通で今取り組んでいます。例えばグランドデザイン・大阪、これ26年6月につくりましたが、大阪の成長戦略であったり、観光とか都市魅力とか、災害もそうですね。こういったものを広く府市一体で広域的な視点でやっていきましょうと。今まで府と市と合わせで不幸せと言われてますけど、そういった状況はなくしていきましょうよということで今これを進めていってる。橋下市長、松井知事が前でしたけれども、その後僕と松井知事とで一緒になってこういったことを進めていけると。これで課題を解決していきましょうというのを今やっける状況です。

これ例えば1つですけれども、道路、インフラです。高速道路、例えばの一例です。淀川左岸線延伸部ということ、これが今まで全然進んできませんでした。これ一部大阪市内の豊崎という北区の新御堂のところが出発点になってるんですけども、そこを出発点にして、そして大阪市外に出て門真に入っていくと。そこからまさに大動脈につながっていくという道路なんです。そこからまさに円を描くというようなこの左岸線、今まではミッシングリンクと呼ばれてまして、ここが繋がってないじゃないかというようなことが指摘されてきましたけれども、なかなかここが進んでこなかった。今これ僕と松井知事とで進めていってる、府と市が一体になって進めている1つの例です。ここは、都市というのは道路、インフラって非常に大事なんですね。これをどう整備していくか。そして特に環状線というのが大事になってきます。東京は非常にこういった形で何重も環状線をつくって都市政策を進めていってる。実は名古屋もミッシングリンクはなくすというので事業着手して、名古屋もなくしていってます。片や大阪が、もともとは経済で二番のエリアと言われておきながらもこういったミッシングリンクがあるような状態。これはだめだよねということで今知事と市長とで一緒になりながら、府と市で一緒になりながらこれをなくしていこうというようなことも進めていってます。こういったことをいろんな分野で府と市が一体になってやらないといけないよねというような問題意識を持っています。ただこれが府と市がバラバラになったらできなくなってしまう。これは1つ大きな課題であろうと、大阪の都市政策という意味では僕は課題になってるなというふうに思っています。

もう一つの点、先ほどが必要な都市機能の強化、いわゆる二重行政を解消していきましょうよということの1つの視点です。もう一つが、住民自治の拡充。住民の皆さんに身近なところで行政サービスをしていく、こういう必要がありますよねと。よりきめ細やかなサービスができるようにしていきましょう、そういった視点です。現状、これも例えばなん

ですけど、さまざまな指数はあるんですけど例えばで出させてもらってます。児童虐待の相談件数、これも非常にふえていってます。先日も全国的にふえているというニュースもありましたが、大阪でもふえていってる。児童相談所については南部に1つこの秋に開設しました。それから真ん中に1つあります。今北部にもう一つつくりたいと思って進めますけれども、そういった児童虐待なんかもふえている中で、より身近なところでこういった皆さんの声が届くような、そんな役所にしていかないといけないなという課題があります。

そしてこっちは待機児童。待機児童も今よくニュースで出てます。これも大きな課題なんですけれども、待機児童と一口にいても、実は区の中だけ見ても非常に人数の差があります。例えば西区であれば非常に待機児童の数が多いんですね。西区は非常に多い。ただ、少ないところもあると。そういった中で、それぞれの区によって多いところ、少ないところがありますから、住民の皆さんの身近なところでサービスするという意味では、より地域の事情を正確に把握して、そして対策を打っていく必要があるという実態があります。

その中で大阪市というのは果たしてそれが実行できるような規模なんですかというところなんですけれども、大阪市、270万人に対して市長が1人という状況です。これはどのぐらいの規模かというば、広島県でいうと284万人、京都府でも261万人。広島県や京都府ではそれぞれ選挙で選ばれる首長と言われる人が23人、26人いるという中でも、大阪市は市長1人という、非常に大都市の中で市長が1人、選挙で選ばれる行政のトップが1人というのは問題があるんじゃないですかという問題意識です。これは別に我々だけが言うことじゃなくて、いわゆる国でも同じようなことが言われてます。これ国で言われてる答申なんですけどね。市役所の組織がどうしても大規模化してくると。そしてカバーするサービスの幅も非常に広いねと。個々の住民とは遠くなる傾向にある。やっぱり市長と個々の住民とが遠くなる傾向にあります。これは我々が言うわけじゃなくて、国に出された答申の中でも、大都市の制度についてはこういったところが問題ですよという指摘がされてるところです。

じゃ、それに対して大阪市何やってるのということですけども、今の状態の中でとり得ることはやっていきましょうということ、これまでやってきてる取り組みです。1つは、それぞれの区長、出先機関です、はっきり言って。大阪市が政策をいろいろ立案して、区役所というのはそこで予算編成するわけでもなく出先の機関であることは、これはもうそうだと思います。そうだけれども、その中でできる限り権限を落とししていこうよということで、それぞれの局が持つてる権限とか財源とか責任をできるだけ区長に移管するというをやっています。局というのは、皆さんご存じかどうか分かりませんが、まず中之島に市役所大きいのがドカンとあります。あそこに大体のそれぞれの分野のまとめる局があります。例えば、こどもたちのことをまとめるのであればこども青少年局とか、財政局であったり福祉局であったり、ATCにもありますけど、建設局であったり港湾局であったりさまざまな局というのがあるんですけども、その局が持つてる権限というのをできるだけ区長に移管していきましょうということをやっています。そして、区長を局長よりも上位の格付けにして、しっかりと区長が権限を振るっていけるようにしましょうというようなことをやってる。それから、区長の人材についても、これまでの役所の感覚だけじゃ

なくてしっかりと住民の皆さんのニーズに応えられるような、民間のそういった意見も取り入れるような、そんなことをしていきましょうよということで、公募で区長を導入するというをやっています。これは外部の方からもやっていますし、内部の職員からも順送り人事じゃなくて手を挙げて区長をやりたいという人から選んでいってると。公募制というのをやってる。それから、区民の皆さんが参加できるように区政会議をやったり、さまざまな事業の立案段階から区民の皆さんができるだけ参加しやすいような仕組みをつくって、いこうという取り組みをしてるところです。それでもなかなか住民自治を広げていくというのは不十分だなという認識がありますので、それをどうやって広めていこうかということです。そのために、それぞれ先ほど申し上げた東西二極の一極を担うような大阪をつくって、いこうということ。それから基礎自治、住民の皆さんに身近なところで行政サービスをやっている。そんなことも1つの題目にしながらこの副首都推進本部というのを立ち上げています。

じゃ、どんな制度があるんですかということなんですけれども、2つ制度があります。まず1つ、総合区という制度です。これは法律が改正されてできた制度。つまり国も認めている制度ということになります。これはどういう制度ですかと。後で詳しく事務方から説明をさせますけれども、簡単にいうと大阪市は存続したままです。その大阪市を存続させたまま住民自治を拡充するというので区長をより一層権限強化していきましょうというやり方です。市全体に関することは当然市長が。大阪市が存続していますので市長がいますのでね。市長がマネジメントしながらも区長にできるだけ権限を強化させていこうということ。それから、先ほど申し上げた都市機能の強化、二重行政の解消ということについては市長と知事、これは話し合いで解決していきましょうという仕組みです。これもし府と市の話し合いがまとまらなかったらどうするんだというときには、国の制度としても大臣が一定の答申をするような仕組みもある。それに拘束力があるわけじゃないんですけれども、法律も府と市が話し合って解決する、そんな仕組みをつくってる。つまり話し合いで解決していきなさいよというのが1つの考え方です。

もう一つ、特別区の考え方。これは大阪市という行政体は廃止です。大阪市という行政体は廃止する。その上で住民自治の拡充、住民の皆さんが直接選挙で区長や区議会議員を選んでいく。5月17日にバツになった分については5つのエリアにして、そしてその5つのエリアで住民が直接選挙でトップを選んでいくという仕組み。そのトップが、当然住民から選ばれてますから、そのエリアの住民のほうを向いて政治をしていくということです。それから都市機能の強化、二重行政の解消、これについては大阪府に一元化です。つまり役割分担をしていく。大阪市と大阪府がそれぞれ今広域行政について持っている権限ですけども、それは事務の整理をして、事務と財源を大阪府に移して、これは大阪府で一本、1つのリーダーでやっていく。東京なんかでも小池知事がやっていますけど、あれに似たような形にしていく。これが特別区という制度。これも法律で認められた制度。特別区も総合区もどちらも法律で認められてる制度ということになります。

もう少しかみ砕くと、これ今大阪市の行政区がありますけれども、こっちが総合区という制度です。これは自治体のトップは誰なんですかとすると大阪市の市長です。それから区長は誰が選ぶんですかということですが、これは市長が選びますが、議会の同意を得ることが条件になります。すなわち今大阪市もそうですけど地方自治体というのは、市町村

はですね、皆さんに選ばれた首長がいて、そして皆さんが選んだ議会がある。この二つの、二元代表制と言われてるんですけどこの2つで動かしていった。それぞれの市長が選び、そして議会の同意も与えることで、この総合区長には一定の強い権限を与えていきたいと思いますという制度です。教育委員会は市に1つ。それから議会、これも当然市議会が1つということになります。予算の編成ですけれども、これについては当然市長がいますから市長のみが有するということにはなりますが、総合区長は市長に対して予算について提案、意見を出すということが認められてるという仕組みです。条例については市長や市議会議員が有するということにはなります。総合区については、きょうご提案しますのは幾つかをまとめた案ですけれども、一部の区に導入。制度上は一部の区にも導入することが可能というような制度であります。

もう一つが特別区です。これについては、前の5月17日の住民投票のときもそうですけど、特別区という制度は大都市法という法律に基づいて認められてる制度。自治体のトップは誰になるんですかということですけども、これは皆さんが選挙で選ぶ区長、これが自治体のトップになります。区長の人選についても、そういう意味で選挙で選ぶと。教育委員会も当然区に1つあると。それで区議会があると。予算をつくるのも条例を出すのも区で完結させてやっていくというのが特別区という制度です。

これが大まかな特別区と総合区の違いですけど、私が皆さんにお訴えしたいのは、大阪の制度というのを見たときに、やはり今の大都市の制度のあり方というのを変えていくべき時期に来てる、僕はそのように思ってます。大阪を成長させるためにどうしたらいいのかということ考えたときに、やはり今の大阪に最もふさわしい制度を選んでいくと。そうすることによって大阪の成長をもっともっと伸ばしていく必要があると思いますし、住民自治をもっともっと拡充させていく必要があると思ってます。ですので、大阪の大都市制度の改革、僕はこれは絶対に必要だと思ってます。ただ、その制度について、どういった制度があるんですかということであれば、先ほど申し上げた特別区と総合区という2つの制度があります。きょうはその2つの制度について皆さんに一度ご説明して、そういう制度があるんだなということを少し考えていただければ本当にありがたいなと思います。これからの大阪を考えていく上で、まさにすばらしい大阪というのをつくっていく必要があると思ってますので、そういった意味で、きょうちょっとわかりにくい制度かもしれませんが、これ本当に大事なことで、ぜひ皆さんに少しその制度を知っていただけたらなというふうに思います。

きょうは本当にお休みの日にもかかわらずこのようにお集まりいただきまして本当にありがとうございます。

(司会)

続きまして、副首都推進局制度企画担当部長の水守より説明申し上げます。

(水守副首都推進局制度企画担当部長)

失礼します。制度企画担当部長をやっております水守と申します。よろしく申し上げます。

私からはお手元に配付させていただいておりますパンフレット「総合区・特別区（新た

な大都市制度)に関する意見募集・説明会資料」、これに沿ってご説明させていただきます。

まず1ページをお開きください。目次でございます。資料の構成は3部からなっております。第1部として、大阪における新たな大都市制度、第2部、大阪における総合区の概案、それから第3部で特別区制度の概要ということで、今から30分ちょっとお時間を頂戴いたします。座って説明させていただきます。

それでは、第1部の「大阪における新たな大都市制度」について、3ページをお開きください。

先ほどの市長の説明と重複するところもございますが、まず、大都市の現状・課題をごらんください。大阪市や横浜市といった大都市については、住民意思の的確な反映(住民自治の拡充)と、効率的・効果的な行政体制の整備(二重行政の解消)といった課題があると言われております。もう少し詳しく申しますと、1つ目の住民自治の拡充については、政令指定都市である大阪市は、非常に幅広い行政サービスを提供しておりますため、市役所の組織が大きくなり、個々の住民の皆さんから見れば役所との距離が遠くなる傾向にあります。2つ目の二重行政の解消についてですが、大阪の場合で申しますと、政令指定都市である大阪市と都道府県である大阪府がそれぞれ同じような内容の仕事をしている部分があり、重複していることによって問題が生じているとされています。

これらの課題を解決するために、その下、国において法律が整備されました。1つは、真ん中の枠囲みの左側、総合区の設置です。政令指定都市において、すなわち大阪市を残したまま、今皆さんがお住まいの区、行政区といいますけど、これにかえて総合区を設置し、区長や区役所の権限を強化し、住民自治の拡充を図るものです。もう一つは、右側の特別区の設置です。こちらは政令指定都市、つまり大阪市を廃止して複数の特別区を設置し、特別区ごとに住民の皆さんから選挙で選ばれた公選区長と区議会が置かれ、それぞれが1つの自治体として運営されます。

その下の枠囲みですが、こうした状況の中で、大阪府と大阪市が取り組んだ改革として、1つ目の丸、特別区の設置により、住民自治を拡充とあります。これは、大阪市を廃止して5つの特別区を設置するものでしたけれども、さらに下にありますように平成27年5月の住民投票で、特別区の設置は反対多数となりました。しかしながら、大阪が抱える課題は依然として残されたままであり、それらを解決するためには引き続きたゆまぬ取り組みが必要です。

次の4ページ、大阪が抱える課題解決に向けて、それから5ページにつきましては先ほどの市長の説明と重複しますので説明は省略させていただきますけれども、大阪の長期低落、人口減少、超高齢社会といった課題に取り組んでいく必要がございます。

さらに1枚めくってください。7ページの総合区制度、それから8ページの特別区制度につきましては、この後、それぞれの制度の中で詳しく説明をさせていただきます。

なお、7ページ一番下のところにひとくちメモと囲んでいるところがございます。ご参考としてところどころに用語の説明をつけさせていただいております。

以上が第1部の説明でございます。

次に、第2部「大阪における総合区の概案」について説明をさせていただきます。10ページを、申し訳ないです、お開きください。

初めに、真ん中の点線で囲んでおるところ、概案の位置づけというところをごらんください。これから説明します総合区制度の概案につきましては、大阪市としてこれでいきたいというふうに固まった案ではなく、住民の皆さんからご意見をいただくための素材、検討材料として取りまとめたものでございます。今後、この意見募集・説明会などを通じまして皆さんからご意見をいただきつつ、市会での議論を踏まえ、総合区案を取りまとめてまいります。

それでは、11ページをお開きください。まず、総合区制度の概要についてです。上のグレーをかけているところをごらんください。丸の1つ目です。総合区制度は、政令指定都市において、住民自治を拡充するため、現在の行政区長の権限を強化した制度です。

次に、少し飛んで中ほどの(2)法律上の制度比較というところをごらんください。表の左側が、通常、行政区と呼ばれる今の区の制度。右側が、今回新たに検討しております総合区制度です。表の1段目、自治体の位置づけ、それから2段目、区の位置づけに示しますように、どちらも政令指定都市としての大阪市の位置づけや権限は変わりません。行政区も総合区も区は市の内部組織ということになります。

今の区と総合区の主な違いですけれども、3段目の区長のところをごらんください。左側の今の区長は一般職の公務員ですが、右側の総合区長は、副市長と同様に議会の同意を得て市長が選ぶ特別職の公務員というふうになります。次に、総合区長の主な事務につきましては、地方自治法で、総合区の政策・企画の立案、総合区のまちづくり等の事務のほか、条例——これは大阪市で定める法律のようなものでございますけれども、この条例で定める仕事というふうになっています。これらにつきましては、市長にかわって市を代表する区長の判断と責任で進められることになります。さらに、その下の段、総合区長には、区役所職員の任免権、すなわち人事権や、予算の編成に当たって市長に意見を述べる権限、予算意見具申権といえますけれども、これが法律で認められています。また、総合区の区長は住民の皆さんによってリコール、すなわち解職をすることができます。

なお、総合区の制度といたしましては、大阪市の今の24区のみ導入することも可能ですが、今回お示しをいたします総合区概案では、合区をした上で、全ての区を総合区にする前提としております。

以上が総合区制度の概要です。

次に、12ページをごらんください。総合区を設置することの意義、効果及び課題についてご説明します。総合区の意義は、地域の実情に応じた行政サービスをより身近な区役所で行うことです。ただし、予算編成や条例提案など市全体に関する事項は、引き続き市長がマネジメントします。

その下に、総合区が設置された場合、局と総合区の事務がどう変わるかということを図で示しておりますけれども、後ほど具体例をもってこれは説明をさせていただきます。

次に、総合区の設置で期待される効果と課題については、その下の枠で囲んでるところをごらんください。まず左側です。効果といたしましては、地域の実情に応じたよりきめ細かい行政サービスの実現とありますが、1つ目の丸、住民の皆さんの声をより直接的に反映することや、2つ目の丸、意思決定が迅速になることでより迅速適切なサービスの実現などが期待できるというふうに考えられます。一方、右側にあります課題については、効率性の確保として、1つ目の丸、現在、中之島などの局1カ所で開催している仕事を、

複数の総合区に分散して行うことで職員数の増加が見込まれるとともに、その下の丸、専門職員やノウハウの確保をそれぞれの区でやらなければならないということになりますので、いかに効率性や専門性を確保していくかということが課題となります。

このように、総合区制度の導入に際しましては、一番下の網かけに書いておりますけれども、区役所が担う事務の拡充が図られる反面、効率性や専門性の確保という課題があり、双方の観点からバランスよく検討をする必要がございます。

次に、13ページをお開きください。総合区のイメージを持っていただくための案、概案の作成に当たっての考え方についてまずご説明をします。ページの中ほどに黒い四角がついてます事務レベル（案）というところをごらんください。

総合区が担う仕事につきましてはさまざまなレベルが考えられますが、今回の概案では、AからCの3つの案を設定しております。まず、A案（現行事務＋限定事務）とありますけれども、右側の欄、現在の区役所の事務に加え、一般市並みの事務とありますが、今、大阪市役所の局、例えば福祉局や建設局などで実施している仕事のうち、住民の皆さんに身近な行政サービスに係る仕事に限定して総合区に移すというものです。次に、B案（一般市並み事務）ですけれども、守口市や松原市のような一般市が提供している仕事を基本的に総合区が事務を行います。C案（中核市並み事務）の場合は、一般市よりも広い範囲の行政サービスを提供しております中核市、大阪府内では東大阪市や高槻市などありますが、これらの市が提供している仕事を基本的に、総合区が事務を担います。わかりやすく申し上げますと、A案よりB案、B案よりもC案のほうが総合区の仕事がふえるということになります。ただし、表の下の米印にありますとおり、いずれの案におきましても市全体を見渡しつつ実施すべき事務、詳しくは次のページで説明をさせていただきますが、これらについては総合区に移さず、引き続き、市長が判断する仕事として局に残ります。これは、先ほど区の位置づけのところでも触れましたけれども、総合区はあくまでも大阪市という自治体の内部の組織であり、独立した自治体ではないためです。

次に、一番下の区数（案）のところをごらんください。総合区の検討に当たりまして、現在の24の区を合区した3つのパターンをお示ししております。大阪市の平成47年の将来推計人口は約228万人と見込んでおります。1区当たり45万人、30万人、20万人程度と設定して、それぞれ5区、8区、11区の3つとしています。総合区の導入に当たりましては、必ず合区をしなければならないわけではありませんけれども、区役所が提供するサービスを充実させるほど、区役所に必要となる職員の増加が見込まれます。24区のまま各区役所の体制を大きくすることは、職員の確保やコストの面で難しいことから、今回の概案では現在の24区を合区する案としています。なお、具体的な区割りにつきましては今後検討してまいります。

以上が、総合区の概案の作成に当たっての考え方です。

次に、14ページをごらんください。事務分担です。繰り返しになりますけれども、総合区では区役所が行う事務を今よりふやします。

真ん中の局と総合区の仕事の分担というところをごらんください。現行の大阪市の仕事は、局の仕事と行政区の仕事、すなわち現在区役所で行っている事務に分けられます。総合区が設置をされますと、現在、局で実施中の事務は、①引き続き局で実施するものと、②局から総合区へ移管するものに分かります。具体的には、その下の表をごらんください。

①局で実施。総合区が設置された後も中之島の本庁などにある局が実施する事務です。例といたしましては、右側に書いておりますが、まず大阪市という1つの自治体として実施する事務。例えば条例や予算。そして、市域全体を見据えた観点から実施すべき事務。これは成長戦略とか広域的な交通基盤の整備などがあります。また、住民サービスの統一性や一体性が求められる事務。国民健康保険など。こういったものが局に残ることになります。

その下の段、②局から総合区へ移管については、局の仕事のうち、住民に身近な行政サービスを、より身近な総合区に移すものですが、上記の事務レベルの案に沿ってAからCの3つの案を作成いたしました。詳しくはそれぞれ後ほど説明をさせていただきます。

一番下の段、③総合区で実施ですが、現在、区役所や保健福祉センターで実施しております仕事については、そのまま総合区で実施をいたします。

事務分担のところを簡単にまとめますと、総合区では、現在局で実施している仕事のうち、住民の皆さんに身近な行政サービスを中心に移管します。ただし、大阪市という1つの自治体として、また、市全体の観点で行う必要がある仕事などは引き続き局で実施をするということです。また、総合区へ移管する事務の量によりまして、A、B、C、3つの案を設定し、A案よりもB案、B案よりもC案のほうが区役所に移管する事務が多くなるということです。

では、次に15ページ、職員体制というところをごらんください。ここでは、総合区の手務をふやすことや、合区によりまして職員の数がどのように増減するかということについて試算をお示ししています。職員数の増減イメージとありますが、基本的には総合区に事務を多く移すほど職員数はふえることになります。また、区の数が多くなるほど職員数もふえます。こうした増減は、ページの一番下、③総合区移行時の職員数の変化の試算結果、一番下の太い線で囲ってる表です。ここに示しております。表をごらんください。A案では、5区、8区、11区、こう縦に見ていただければと思いますが、いずれの場合でも黒い三角の数字、これは職員の数が減ることを示しています。B案では、5区の場合は、黒い三角、減りますけれども、8区ではほぼ変わらず、11区の場合は増加します。C案では、いずれの場合も現行よりも職員数がふえるという試算結果になっています。

なお、こうした職員数の増減は、一番下に米印で書いておりますけれども、一定の仮定のもとで試算をしたものですので、確定したものではありません。

職員体制について簡単にまとめますと、A案からB案、C案になるにつれ、すなわち区役所の仕事が多くなるほど職員の数が増える、区の数が5区より8区、8区より11区と職員が増えるというふうになっております。

次に、16ページをごらんください。ここでは、3つの事務レベル（案）ごとに、きめ細かい行政サービスの提供と、できるだけ職員数をふやさない行政の効率性という視点で局の規模を検証した結果、今回、皆さんにお示しする総合区の概案としては、職員数を、真ん中の表の四角で囲んでいるところがありますが、A案では8区と11区、四角で囲んでいます。B案では5区と8区、C案では5区、これを概案としております。

では、それぞれの概案について詳しく説明をさせていただきます。17ページをお開きください。

まず、A案の総合区です。区数については8区か11区。その場合は、おおむね現行の職

員数の範囲内で設置が可能と見込まれます。

次に、黒い四角真ん中に打っております総合区の事務内容をごらんください。こども、福祉、健康・保健などの分野別に区役所に移す事務を示しております。なお、それぞれの枠内において点線で囲んでいるものは、現在も区役所で行っている事務です。A案の総合区が設置された場合、例えばこどもの分野ですけれども、保育・子育て支援として、現在、局で実施をしております児童いきいき放課後事業が総合区長の責任のもとで行われることとなります。また、まちづくり・都市基盤整備の分野では、右ですけれども、道路・公園を維持管理する工営所や公園事務所の業務を総合区へ移管します。

では、A案の総合区で何が変わるのか、あるいは期待されるのかという効果について、18ページに3つの事例を示しておりますけれども、その一部についてちょっと詳細に説明をさせていただきます。恐れ入りますが前のスクリーンをごらんください。総合区で変わること（A案）～例：道路の日常管理、放置自転車対策と上に書いております。現在、皆さんからのご要望、例えば道路の穴ぼこができた補修ですとか、あるいは放置自転車の撤去については、区役所とは別の組織になります建設局の工営所というところが行っています。図の右側をごらんください。これらが総合区の仕事になりますと、住民の皆さんからの要望に対して、直接、総合区長の判断で、例えば、放置自転車の撤去回数を見直す、ふやすとか、そういうことがより迅速かつきめ細かく対応可能となります。ただ、一番下に記載しております、赤字で書いておりますけれども、総合区になりましても、予算の編成や条例などは引き続き市長が市全体を見据えて判断いたします。

すみません、資料に戻っていただきまして19ページの方をごらんください。次に、B案、真ん中の案でございます。B案の総合区ですが、区の数は5区か8区。その場合はおおむね現行の職員数から一定の範囲内で設置ができるというふうに考えております。総合区の主な事務内容といたしましてB案で新たに加わる仕事については、白い星印をつけています。例えば、こどものところ見ていただきましたら、保育・子育て支援として市立保育所の運営、民間保育所の設置認可とあります。また、その下、福祉の分野では、老人福祉センターの管理運営を総合区へ移管します。

B案の総合区で期待される効果ですけれども、20ページにこれも3つの具体例を示しております。再び前のスクリーンをごらんください。このうちの1つ、こども・子育て支援施策の例についてご説明をします。前のスクリーンですけれども、大阪市では、待機児童の解消を最重要施策と掲げて、認可保育所の整備などに取り組んでいます。認可保育所の設置のフロー図、左側にありますけれども、現在は中ほど②地域調整、具体的には認可保育所の場所の決定ですけれども、これは区長の仕事になってますが、③事業者の募集・決定は市長の仕事となっています。図の右側、総合区になりますと、②地域調整から③事業者の募集・決定までが一元的に区長の仕事となることで、例えば保育所を早期に、あるいは効果的に開設することが期待されます。

もう一度資料に戻っていただきまして、すみません、21ページをお開きください。今度はC案でございます。C案の総合区では、区の数は5区であり、職員数は現行から一定の増員が必要というふうに見込まれます。総合区の主な事務内容につきまして、C案で新たに加わる仕事については黒い星印をつけています。例えば、こどもの分野では、児童虐待対策としてこども相談センターの運営というのがあります。一番下の健康・保健の分野で

は、保健所の業務を総合区に移管します。

C案の総合区で期待される効果ですが、恐れ入ります、もう一度前のスクリーンをごらんください。これも22ページにあります3つの事例から1つ、こども相談センターの例を取り上げて説明します。こども相談センターでは、子どもを虐待から守るため、皆さんからの児童虐待の通告や相談を24時間365日体制で受け付けていますが、対応が必要な事案については、こども相談センターとは現在別の組織である区役所の保健福祉センターと連携をして取り組んでいます。図の右側、総合区になりますと、保健福祉センターとこども相談センターが同じ区役所の組織となり、両者の連携が一層密になることで、虐待のサインを早期にキャッチし、より適切な対応が期待されます。

以上が、今回お示しする総合区の3つの概案についての説明です。

何度も恐縮ですが、資料に戻っていただきまして次は23ページをお開きください。今後の検討事項というふうにございます。

まず、1つ目の二重丸、総合区の名称及び区域（区割り）、総合区の事務所の位置です。今回の概案では、現在の24区を5区、8区、11区にする案をお示ししましたが、総合区の名称を初め、どのようなエリアで合区をして総合区を設置するのか、総合区の区役所をどこに置くのかにつきましても今後検討していきます。

なお、米印ですが、合区に際しましては、現在の24の区役所及び保健福祉センターについては、総合区役所の支所として位置づけ、窓口業務を継続することとしています。

以下、総合区の設置に伴うコスト、例えば職員体制や庁舎、システムなどの整備に係る費用ですとか、市長の専管事項である予算の仕組みに総合区長がどういうふうにかかわるかという権限についても今後具体的に検討します。

その下、11、総合区（案）のとりまとめに向けてですけれども、意見募集・説明会での皆さんのご意見や市会での議論を踏まえまして、最終的には1つの案を取りまとめてまいります。この最終的な案につきましましては、今回お示した3案の中から1つを選ぶということではなく、皆さんからいただいたさまざまなご意見を踏まえて、事務の範囲や区の数などを検討してまいります。

なお、24ページにはご参考として局で実施する事務の内容、局に残る仕事ですね、それから次の25から28ページには局と総合区の事務の分担の詳細について、さらにもう一つめくっていただきまして、29ページですが、他の政令指定都市と大阪市の区の人口と面積に関するデータを参考資料として添付をしております。

以上が第2部、総合区の概案についての説明でございます。

続きまして、第3部「特別区制度」についてご説明をします。30ページをお開きください。

まず初めに「ご留意いただきたいこと」というのが書いてございます。この資料は、特別区制度についてご意見をいただくために作成をしたものです。旧特別区設置協定書は、平成27年5月の住民投票で反対多数となったため、特別区について現時点での具体的な制度案はありません。

これから、特別区の制度案づくりにおいて、どのような事項を決めていく必要があるのかというイメージを皆さんに持っていただけるよう、今回は参考資料として旧特別区設置協定書や平成27年4月の住民説明会のパンフレットの考え方などをお示ししております。

これらを通じて皆さんからいただくご意見を踏まえ、今後改めて制度案について検討を進めていくこととなります。

31ページをお開きください。まず、特別区制度の概要でございます。特別区とは、一般の市町村と同じようにみずから税金を徴収し予算を編成する基礎自治体です。選挙で選ばれる区長、区議会が置かれ、区長が住民に身近な施策を行います。

次に、(1) 特別区設置法の制定というところをごらんください。現在、特別区は東京都にのみ23区が設置されていますが、この法律が制定され、大阪市のように人口200万人以上の政令指定都市を含む区域では、政令指定都市を廃止して、特別区を設置することが可能になりました。

次に、(2) 法律上の制度比較をごらんください。表の左側が、現在皆さんがお住まいの大阪市、一般に政令指定都市と言われる制度、そして右側が東京の例えば新宿区とか渋谷区とかいう特別区と言われる制度です。

表の2から3段目のところをごらんください。自治体の首長、トップですけれども、政令指定都市は市全体で1人の市長、一方で、おのおのが独立した地方自治体である特別区には各区ごとに区長が選挙で選ばれます。議会については、政令指定都市は市全体で市議会が、特別区では区ごとにそれぞれ区議会が置かれます。

4段目、主な事務といたしましては、政令指定都市も特別区もともに一般的な市町村の事務を行います。政令指定都市は市町村の事務に加えて都道府県の仕事も一部行います。一方、特別区は、市町村の仕事のうち上下水道、消防などは、大都市行政の統一性を確保するために都が一体的に行っています。

次に、課税権ですが、右側の特別区は、一般的な市町村税のうち法人市民税や固定資産税などは都が一旦課税、徴収し、その下ですけれども、それらを活用して都や各特別区の間で財政の調整を行って、必要な金額を配分いたします。

次に、32ページをごらんください。真ん中のイメージ図ですけれども、特別区が設置された場合に、現在の大阪市と大阪府の仕事が、新たに設置される特別区と大阪府にどのように分かれていくかをお示ししています。

図の左側をごらんください。今の大阪市では、基礎自治機能、具体的には保育ですとか小中学校の運営などの住民に身近なサービスに加えて、広域機能、例えば産業の振興や広域的なインフラ整備などの仕事も市で行っています。一方、大阪府も大阪市と同様に広域的な仕事をしています。大阪においては、この広域機能を大阪市と大阪府の両方が担っていることから、いわゆる二重行政の問題が指摘をされているところです。

特別区が設置をされますと、図の右側ですけれども、大阪市が廃止をされ、保育や小中学校の運営など基礎自治体の役割は各特別区が担当します。産業振興や広域的なインフラ整備などの広域的な仕事は大阪府が一元的に担当することとなります。

次に、33ページをお開きください。特別区の制度案につきまして、どのような事項について検討をし、決めていく必要があるのか、また、特別区を設置するまでの手続をお示ししています。

まず、(1) 特別区を設置するエリアの関係自治体、すなわち大阪府、大阪市の両議会の議決を経て、特別区を設置するための協議会、特別区設置協議会というものを設置する必要があります。次に、(2) ですが、その協議会において、右下の太線の枠内に示す特

別区の設置の日や特別区の名称及び区域など、法律で定められた8つの項目について特別区設置協定書を作成する必要があります。その後、(3)協定書について関係自治体の議会で承認が得られれば、(4)特別区設置に係る住民投票が行われ、そこで過半数の賛成があれば、(5)総務大臣の決定によって特別区が設置されることとなります。

以上が、特別区制度についての説明です。

次に、特別区に関しまして皆さんからご意見をいただくに当たりまして、その参考となるよう、平成27年5月の住民投票で反対多数となった旧特別区設置協定書などの考え方について説明をさせていただきます。35ページをお開きください。

まず、(1)特別区の名称・区域、本庁舎の位置、議員定数について、地図の下の表のところをごらんください。旧協定書では、大阪市を廃止して、北区、湾岸区、東区、南区、そして中央区、この5つの特別区を設置することにしていました。それぞれの区のエリアは、右の欄、特別区の区域のところに記載のとおりでした。各区の議員の定数は、特別区議会議員の定数の欄にありますように、現在の大阪市会の議員定数86人を、各特別区議会に割り振っておりました。

また、各区の本庁舎、つまり特別区役所の位置は、上の地図をごらんいただきますと、吹き出しに区の名称とともに本庁舎の所在地が書いておりますけれども、例えば中央区の本庁舎の位置は現在の西成区役所というふうにしておりました。

ページの下備考欄をごらんください。①窓口業務については、特別区になっても、現在、24区役所等で実施している事務については、引き続き現在の区役所等で行うこととし、②町名については、特別区の設置が決まった後に、皆さんのご意見を聞いて決定する予定でありました。

次に、36ページをごらんください。先ほどの項目につきまして、平成27年実施の住民説明会での質問票への回答を引用いたしまして、当時の考え方をお示ししております。まず一番上、区の名称は、区域を包括し、シンプルでわかりやすい方角・位置を基本とするとともに、ベイエリア地域は湾岸区としたこと。次に区域については、平成47年の将来推計人口や過去の分区・合区の経過などをもとに、行政運営の効率性や長期財政推計の結果を考慮して5区案としたこと。さらにその下、本庁舎の位置については、住民からの近接性、交通の利便性などを基本としながら決定したこと。最後に議員定数については、議会のコストをふやさないという趣旨から、大阪市会の議員定数を5つの区に割り振ったことなどを示しております。

一番下の網かけですけれども、この項目に関しまして、当時、住民説明会でいただいた主な質問・意見を列挙しております。この後も各項目ごとに当時の主な質問・意見を同じように網かけでお示ししております。

次に、37ページをお開きください。(2)特別区と大阪府の事務の分担につきまして、真ん中の表、事務分担、イメージをごらんください。今の大阪市は、左側の欄、住民に身近な仕事として、戸籍、住民基本台帳、保育などを担当し、またその下の広域的な仕事として成長戦略や博物館、広域的なまちづくりなども行っています。特別区が設置された場合には、右側ですけれども、特別区は住民に身近な仕事を、図の下側の大阪府は広域的な仕事として大阪全体の成長、都市の発展などにかかわる事務を担当、というように役割を明確化するというにしていました。

次に、38ページをごらんください。（3）一部事務組合とは、複数の自治体が連携して効果的、効率的に仕事を行うための仕組みです。旧協定書では、専門性の確保が特に必要なもの、サービスの実施に当たって公平性や効率性の確保が特に必要な仕事、例えば国民健康保険事業などについて、5つの特別区が一部事務組合などをつくって連携して行うことにしていました。

次に、（4）職員の移管（特別区の職員体制）ですけれども、1つ目のポツがついているところに、近隣中核市5市をモデルというふうに書いてあります。米印のところをごらんください。これは、大阪都市圏で30万人以上の人口を有する豊中市や高槻市、東大阪市などの5市です。これらの市の職員数をモデルとして、各特別区の職員体制を整えた上で、広域的な仕事が大阪府に一元化されることに伴って必要となる職員を大阪市から大阪府へ移管するというにしております。

次に、39ページをお開きください。（5）税源の配分・財政の調整です。1つ目のひし形の四角です。各特別区で必要なサービスを提供する財源、すなわちお金を確保し、各特別区の税収に大きな格差が出た場合の調整方法をお示しをしております。真ん中のイメージ図ですけれども、現在、大阪市で課税、徴収している税金を特別区と大阪府に分けて、法人市民税や固定資産税など大阪府が課税、徴収する5つの税金は大阪府で特別会計という別の財布で管理をして、特別区と大阪府の仕事に応じて配分するとともに、各特別区の税収の格差を是正するために活用することを示しております。

次に、40ページをごらんください。（6）大阪市の財産と債務の取扱いについては、特別区の設置によって、皆さんが日ごろ利用されている施設や、大阪市が持っている株式などの財産、あるいは市債の返済がどうなるかということを示しております。①の財産ですが、1つ目の四角、学校や公園など住民サービスを進める上で必要な財産は、仕事の分担に応じて特別区と大阪府がそれぞれ引き継ぐとしていました。また、2つ目の四角、株式、大阪市が積み立ててきた基金、貯金ですけれども、これらについては大阪府が引き継いだ仕事に密接に関係するものを除いて、特別区に引き継ぐとしていました。②の債務ですが、2つ目の四角、大阪市で既に発行した大阪市債、いわゆる借金については大阪府が引き継ぎ、その返済費用は、特別区と大阪府が仕事の分担に応じて負担するというにしております。

その下、（7）大阪府・特別区協議会については、2つ目の四角のところにありますが、特別区の仕事に必要な財源の確保や、大阪府が引き継いだ財産の取り扱いなどについて、大阪府と特別区が対等な立場で協議をして、3つ目の四角、協議がもし調わない場合には、第三者の機関が円滑な調整を図るということにしております。

最後に、（8）には特別区設置の全般にかかわっての主な質問・意見をお示ししております。

以上が旧協定書に基づく内容です。特別区につきましては、現時点での具体的な制度案はありません。皆さんからいただくご意見を踏まえまして、今後、検討してまいります。

なお、41ページには、参考資料として、旧協定書における特別区のイメージを記載しております。また、42ページに記載しておりますが、平成27年の住民説明会でいただいた全ての質問とそれに対する回答については、大阪市のホームページで現在もごらんいただくことができます。

長くなりましたが、説明は以上でございます。ありがとうございました。

(司会)

以上で説明は終了いたしました。これより皆様からのご意見、ご質問をお受けしたいと行います。冒頭お願いいたしましたが、ご意見、ご質問に関しては、総合区制度、特別区制度と関係のないものや政治的な主張などといった開催趣旨にそぐわないご発言につきましてはご遠慮いただきますようお願いいたします。もしそういった趣旨のご意見、ご質問とこちらが判断した場合は、まことに失礼でございますが、その時点で打ち切らせていただく場合もございますので、ご容赦願います。

まず最初に、ただいまの説明に対するご質問からお受けし、ご意見につきましては後ほどお伺いさせていただきますので、ご了承ください。

ご質問がございましたら、その場で手を挙げていただきましたら、私が指名させていただきます。座席まで担当がマイクをお持ちいたしますので、必ずマイクを通してご発言ください。できるだけ多くの方のご意見、ご質問をお受けしたいと思っておりますので、ご発言につきましては、まことに恐縮ではございますが、端的にご発言くださいますようお願いいたします。また、ご質問は1回につき1つずつとし、司会者からの依頼がございましたらマイクをお返しいただきますようご協力をお願いいたします。

それでは、まずご質問のある方、挙手を願います。

じゃ、真正面のしま柄の男性の方、お願いいたします。

(市民)

すいません、先ほど聞いてましたら、特別区も総合区にしてもどっちも今の大阪市をどう再編するかという話に終始してたんですけども、吉村市長が最初に申し上げられたときに、今の大阪市というのが事業所がずっと広がってるにもかかわらず昔の狭いままやという形になりますと、本当に大阪都構想なんかでもいわゆる狭過ぎると、大阪市は。だから周りのほうも最終的には統合していくんやと、周辺市も統合していくんやと。そのためには先に特別区にしてという話だったと思うんですけどね。私が聞きたいのは、総合区と特別区とどっちが周辺の例えば堺とか松原とかあっちを統合して1つの大きなまとまりに持っていくためにはどっちが有利なのかなど。ちょっと政治的な質問なのかもしれませんが、ちょっとお願いしたいと思うんです。

(吉村大阪市長)

ほかの自治体、近隣自治体ですね、堺とか松原とかそういったところも巻き込んでというのは、当然その自治体の判断が必要になるとは思いますが、これをひとつ膨らませていくという意味では特別区の制度はまさに大都市圏域で広げていくということも可能ですので、それは特別区の制度になるというふうに思います。総合区の制度については、政令市の中でこれをつくっていくというものですから、他市に広がるという制度ではないというふうに思っています。

(松井大阪府知事)

府域全体にかかわる話なのでちょっと僕からもお話ししたいと思います。

総合区の中に周辺市が入ってくるということは大阪市に合併されるということです。だから、僕は今八尾市に住んでるんですけど、八尾市民が自分たちの市長を選ぶ権限をなくして大阪市に合併されると、総合区で合併されるということは、これは市民としてはあり得ないと思います。要は自分たちで今は市長を選んで市議会議員も選んでやってきてるわけなので、それを今度全てそういう権利を放棄して大阪市に合併して大阪市の派遣されてきたとか大阪で選ばれる区長をトップに据えるということはある得ないので、総合区という中では大阪府域全体が1つになるというのはこれはもうあり得ない話、こう思ってます。

(司会)

それでは次の方、挙手を願います。

じゃ、真ん中のねずみ色の男性の方。はい。

(市民)

今の説明を聞いて余計わからんようになったという状況も確かにありまして、私は40年間民間企業に勤めておりまして、主にこの住之江区で働き住んで生活を今もしております。リタイアして10年なのでちょっと頭がついていけない部分もあるかなと思って、きょうこの場に来るに当たって二、三ちょっと調べてきたというか、どういう状況になってるのかなということを見聞紙上などで見てきたわけですが、1つは、総合区は地方自治法の改正でことし4月に導入が可能になったということなんですけれども、導入を検討しておるのは20政令指定都市の中でまだまだ少ないと。メリットがないんじゃないかというふうに言われて、大阪が一番トップで先行しておいて、その次に名古屋が何か考えて、少し考えてるような新聞記事がありましたけど、この辺についてメリットの問題、言うたってわかりにくいけれども、その問題がちょっと疑問に思っております。せっかく自治法で設置されてね。もう一つは……

(司会)

すみません、一旦ここでお答えさせてもらってよろしいでしょうか。すみません。

あと、また後ほど伺いますので。

(吉村大阪市長)

まずほかの政令市で検討しているところが余りないんじゃないかということですけど、そうだと思います。ただ、大阪は、特別区もそうですけれども、やはり僕は都市の課題という意味では、ある意味課題が浮き彫りになってきてる、発展してるがゆえに浮き彫りになってくると思うんですよね。だからまず一番手というのは大阪になるんじゃないのかな、どの制度にしても大阪になるんじゃないのかなというふうに思ってます。一口に政令市といっても、どちらかというところとちょっと田舎のようところも結構ありますしね。大阪は何が違うかというと、やっぱり大阪市を中心に発展してきて、そしてそれが広がってきてる、それが狭いエリアの中で非常に成熟してきてるというのが僕1つ大きなところだと

思います。東京なんかももともと昔は東京市と東京府がありましたのでね。大都市の改革はしてますけれども。次に来るのは、やはりこの大阪市、大阪府の関係というのは、ほかの政令市に比べて非常に成熟度が速い、だから改革も必要とされてきてるんじゃないのかなというふうに思ってます。

(司会)

すみません。ご質問はできるだけ多くの方にご発言いただきたいので1問ずつとさせていただきます。また後ほど手を挙げていただきましたらご指名しますので、すみません、お願いいたします。

はい、じゃ、その男性の方。

(市民)

こんにちは。私、ちょっとこういう話に疎いというか薄いんですけども、こういう会議があることすらも余り知らなかったんですけどね。総合区、特別区というのは誰かが要望があったのかね。あるいはどこかの団体からこういうふうに話を、こんな話をやってくれといったのがあったのかどうか。その辺一番知りたいんです。私今まで知ってるのは、去年の住民投票があって、もう都構想というやつはやめとこうということに決まったんですよ。それが誰がまたこれ言うてきたんかなと思っ。その辺をちょっと明確にしてもらえます。

(吉村大阪市長)

はい、まず、言うてきたのは僕です。それは、市長になってから言い始めたんじゃないくて、市長になる前に、市長として立候補したときに、この特別区というのが要るだろうとこのを言うてきたのは、言い出したのは僕であり、知事である。そして選挙で、これは5月17日にバツになった後、当時は舌の根も乾かないうちにと批判される方もいらっしやいましたけれども、これは正面きって僕も知事もそのお訴えをさせていただいた。それで市長、知事になってからそれぞれの制度について検討していこうというので今日があると。ですので何か特定の団体に言われてやったとかそういうものではないです。選挙という民主主義の過程を通じて今こういった会を催させてもらっているというのが現状です。

(司会)

すみません、説明中のご発言につきましてはお控えいただきますようお願いいたします。

それでは次の方。それでは正面の緑色の服の方。

(市民)

ありがとうございます。あのですね、今日、実は、この説明会を、立たせていただきますけれども、今日この説明会を聞くに当たって、実は事前に幾つか資料を拝見させていただいたんですよ。そうしますと、まず総合区については、実は今年5月15日に毎日新聞が全国の全政令市においてアンケートで総合区になりたいかどうかというアンケートを出し

たところ、総合区にしたいという回答があったのが大阪以外では名古屋と新潟だけだったんですね。それから特別区についてもなんですけれども、実は今手元に、これは東京都の特別区協議会における第二次特別区制度調査会報告、「都の区」の制度廃止と「基礎自治体連合」の構想という資料がありまして、それによりますと、負の遺産、もともと東京都の特別区というのはそもそも東京府と東京市だったのが昭和18年に帝都の強化というのを目的に合併して東京都制という法律に基づいて東京都になり、それから戦後、地方自治法の施行とともに特別地方公共団体として現在の特別区に至っているわけなんですけれども、その特別区において、そもそもの区自体が負の遺産に基づいてつくられているものと、それから区の間で財政格差が著しいなどの理由で、逆に区をやめてしまおうという報告が出てて、東京〇〇市という表現で東京都と切り離れた組織にしたいというような調査報告も出てるんですよ。それから新潟市の場合なんですけれども、新潟市は新潟市区役所組織規則というのがあって、これを見ると他の政令市に比較して新潟市は現在の政令市の状態で建築部門以外のことは全て区役所でやっているという現状なんです。それを見ると、総合区にするにせよ特別区にするにせよ、メリットって本当に、将来を鑑みたときにあるのかどうなのか、その辺がちょっとはつきりしないというところがあると思うんですけれども、その辺、大阪府知事、大阪市長、どのようにお考えいただいているかどうかちょっとお聞かせいただきたいと思うんですが。

(吉村大阪市長)

まず、総合区を検討してるところが政令市のうちにほとんどないじゃないかということについては先ほど申し上げたとおりだというふうに思ってます。同じ質問かなと思います。

特別区について、東京の特別区は市になりたいという意見があるじゃないかということなんですけれども、これ、じゃ、かつての東京市のように1つの大きな市と、そしてもう一つの東京都という二重の体制になりたいところがありますかという聞き方をしてもらったらわかると思うんですけれども、そうなってくるとそれぞれの特別区がかつてのような東京市になりたいと思うところはないというふうに思います。ですので、それぞれ財政調整、その課題をどうやって解決するかということ、これは当然あるんですけれども、今の大阪市、それから大阪府のこの体制というのは、やはりこれは変えていくことのほうが大阪全体の成長につながってくるというふうに思いますし、それぞれ住民の皆さんの身近なところで行政サービスをするという意味であれば、今のままよりも特別区や総合区という新たな制度を使っていく必要があるだろうなというふうに思いますね。だからもともとやっぱり東京というのはおっしゃるとおり帝都のところからの特別区をつくったわけなんですけれども、それと次に発展してるのはこの大阪という中で、この大阪のど真ん中から発展してそれが広がっていった、まさにこういう状況になってきてる、狭いエリアでそうやってるのは日本全国見渡しても大阪しかないわけですので、これはどこかの真似をするというわけじゃないんですけれども、大阪のこの課題というのを正面から見つめたときには、そういった特別区や総合区の制度を活用することが必要なんじゃないのかなと私自身は思ってます。

(松井大阪府知事)

これちょっと具体的にわかりやすく説明します。二重行政というのはデメリットだということとは理解いただけると思うんですよ。それを広域行政一元化をすることがメリットで、我々、吉村市長も前の橋下市長も僕も、僕も知事ですから皆さんにも選ばれて知事をやっています。吉村市長も皆さんから選ばれて市長をやっている。それで一番は、僕らがやっている仕事の財源というのは皆さんのお金を、税を預かってやっているわけです。そこで二重でやることによる無駄が二重行政ある限りは続いてきました。これを1つにまとめることでその無駄を排除できてるのが今なんです。今。これは人間関係によるものです。具体的にいうと、いろいろあるんですけど一番わかりやすいのは、大阪府も大阪市も東京に事務所を出してました。これをそれぞれ毎年皆さんの税金で1億ずつかかるんです。家賃払わなければならないし、向こうで人件費もかかります。でもこれ橋下市長のときに1つにまとめようと、東京の事務所を。1つにまとめれば経費は半分になりました。そのお金を皆さんに還元できる。これが二重行政のデメリットを解消した、いわゆる広域を一元化することの大きなメリットです。要は我々が行政の制度を見直していく必要に駆られてるのは、これから先、皆さん方にどんどん増税をお願いできるような時期ではないので、できる限り効率のいい形の運営をして、皆さんの税金をより多く、皆さんのサービスとして皆さん方にお返しできるようにしていきたいというのが我々の考え方。これはメリットだと僕は思っています。

(司会)

進行の都合上、申しわけございませんが、一旦質問は以上とさせていただきます、これからはご意見のほうも頂戴したいと思います。ただ、もしご質問がございましたら、その際にご遠慮なくおっしゃってください。最初にご意見かご質問かおっしゃっていただきましたら幸いです。

それでは、総合区制度、特別区制度に関するご意見を頂戴したいと存じますので、挙手を願います。じゃ、正面のボーダーの男性の方。

(市民)

すいません。私から申し訳ない。すいません。とてもよくできた資料でわかりやすいです。これは私、今40代、50代になろうとする世代にすごくわかりやすい資料なんですが、これを20代、30代に見せたとき、もしくは60代、70代に見せたときに、これが本当にわかりやすいものかどうかというところが抜け落ちた、これがこの前の住民投票の敗因の1つではないかと思っております。いわゆるここでは物すごく客観的によくできた資料なのですが、主観的、感情的な面がない。そのために感情に負けてしまった、主観に負けてしまった住民投票じゃないかと分析してるわけなんです。大阪の24区と東京の23区、面積、大阪平野と関東平野の面積、そういうのも大きくこうどれだけ違うかだとか、そういうことをもっと主観的なものも混ぜて訴えていくことが必要じゃないかと思っております。言葉の面に関しても、問題だとか課題だとかそういうものがあったり、二重ということ、二重行政。二重だったら、2つあったほうがダブルチェックできたりだとか、2つあったほうが有利じゃないかと考える方も多いと思います。これを重複行政というような言葉、問題を何かほかの、何とすればいいか私は思い浮かびませんが、そういうネガティブ

なマイナスな言葉をちょっと変えていって、ご年配の先達の人たちにもわかりやすく、後進の方々にもわかりやすいマルチな資料に変えていっていただいたらいいんじゃないかというのが私の意見です。

(司会)

どうもご意見ありがとうございました。

それでは次の方、挙手を願います。じゃ、こちらの青色の服着用された男性。

(市民)

大阪市の東住吉区から来ました障がい者です。障がい者の立場からちょっとご意見というか不安なこととかあわせて述べさせていただきたいと思っています。

今、障がい者というのはどうしても少数派です。人口の中でも。だからなかなか、先ほどから聞いててもやっぱり障がい福祉というのがなくて。説明の中で。どうなのかなというのがすごく不安。説明の中でもないの。今大阪市すごく頑張ってる、大阪市の中で結構障がい者の人たちひとり暮らししたり、重度の私みたいな。私も実際ひとり暮らししています。そんなふうにしてるんですけども、まちの中にもいっぱいたくさん出ている。皆さんも、市長さんも天王寺とかあっちのほう行かれたらよく障がい者に会うと思うんですよ。車椅子に。あれは大阪ならではです。ほかの地方都市ではほとんどないです。東京でもなかなかないです。やっぱり福祉にそれだけ力を入れてきたということがある。だからこうして私もきょうの説明会で皆さんの顔を拝見し、ご説明を聞かせていただくことができるんです。そんなことは普通できません。家の中閉じこもりきりになりますからね、どうしても。

ちょっと気になってるのは、特別区にしても総合区にしても障がい者の福祉というか、いわゆる区ごとになったときにお金がどうなのかと。金額。ていどの金額じゃないです。予算の金額ね。ちゃんと確保できるのか。例えば区によって財源が確保できるのかどうか、それが気になるところ。あと、今ある制度が区によって、財源が確保できなかった場合は下がっていかなしうがないですからね。今も大阪市かなり厳しい状況にあると思うんですけども、それでも下がっていく。これが大阪府のほうと例えば1つになったときにどうなるのかなというのが気になるところです。要するに私たちの生活が残れるかどうか。以上です。これで。

(吉村大阪市長)

障がい者の方の政策をどうするか、もちろんこれも財源が必要になってきます。今回この制度というのは、この制度によって何か住民サービスが下がるとか上がるとか、財源がふえるとか減るとか、そういうものではないと思ってます。住民の皆さんの意見をどう身近に聞くことができるのか。こういった、ただ、僕市長ですけど、こうやってお会いできるというのは、こうやって説明会やってますけれども、基本的には270万人いる中ですから、その中でできるだけ権限を持った人と身近にお会いできるような、そんな制度が僕は要るんじゃないのかなと思ってます。その上で、じゃ、障がい者の方の施策をどうするかというのは、これはもうまさに市長、それから議会の判断で、そこにどんな政策が必要なの

のか、吸い上げた意見をもとにどんな政策をするのかということが大事になってきて、そこで決まることになりますので、これによって例えば制度が変わるから障がい者の皆さんの施策がなくなるんじゃないとか、そういうのはないというふうになってます。それから、やはり皆さんの声をできるだけ身近に聞ける、これは障がい者の方の施策だけじゃなくて住民の皆さんの身近なところで意見を聞ける、権限がある人のところにできるだけ近くするというのが今回の趣旨ですので、そこをどう充実させていくのかというのが大事だろうというふうに思ってます。ですので、直接この制度によって減るとかふえるとかそういうものではなくて、仕組みのあり方ということなんですけどね。それで大体おわかりになりますかね。ちょっと難しいですかね。

(司会)

マイクをお願いします。

(市民)

大体はわかります。ただ、やっぱり区ごとで支給決定だとか、これは制度のことになりますからきょうのイメージではないんですけども、本当にそれが私たちの生活に直結するわけですから気になるんですけど、本当に支給決定とか生活に大きく大きく、今ある制度が変わっていくというのは、例えば東京なんかはあるですよ。区によって移動支援が違ってたりとか、それから重度訪問介護とってうちらが使う制度が違う、支給決定の時間数が違ってたりとかあるので、だからそういうことが起こらないようにしていただきたいなと思ってるんです。

(司会)

ご意見として承ります。ありがとうございました。

それでは、次の方挙手を。じゃ、こちらの資料をお持ちの男性の方。

(市民)

私は今回の総合区、特別区と、この2つしか選択がないような説明会というのはおかしいんじゃないかなと思います。それから、そもそも特別区につきましては住民投票で37億円も税金をかけて市民的な討論もやって、当時橋下市長はラストチャンス、二度とやらないというふうに言われたんじゃないですか。二度とやらないと言ったんですから二度とやってほしくない。決着がついたわけですから。これは本当にあんなことは二度とやりたくない。家族の中でも毎日夫婦げんかになったとか、町会の中でもいがみ合ったとか、そういうことがあちこちで起きて、大阪市を潰すのかどうかと。大阪市を存続させるのかどうかというのがまちのあちこちでも議論されて、この住之江区では、先ほど二重行政の無駄をなくしたと言われてましたけれども、住吉市民病院を廃止したと。こんなけしからんことをやるような大阪都構想には反対だと、こういうポスターがまちじゅうに張り出されたわけです。デマではありません。まだ全然決着ついておりません。その後、まだ南港病院という名前も上がってますが、協定書も結ばれておりません。南港病院と府立病院がどこまでやるのかもはっきりしてません。

(司会)

ちょっとご意見できるだけ端的にお願いいたします。

(市民)

要は僕の場合はこの住吉市民病院を潰してカジノを誘致するような大阪都構想には反対という思いで運動しました。だけど、皆さんそれぞれいろんな思いを持って住民投票されたと思うんです。これで決着がついたわけです。ダブル選挙がやられましたけれども、これは争点は住民投票でやられた大阪都構想、特別区の問題だけが争点じゃないんです。二度とやらないと、ラストチャンスだというふうに言ったんですから、その約束は守ってほしいというのが私の意見です。

(司会)

この説明会につきましては制度をご説明するという趣旨で開催しておりまして、どちらかの制度を今この場で何か選択するかそういう場ではございませんので、その点についてご了承いただきますようお願いいたします。

(吉村大阪市長)

先ほどおっしゃいました住吉市民病院とか統合型リゾートの話というのは都構想や特別区とは関係ないというのはまず申し上げておきます。その制度について、きょうはそれを議論する場じゃないのでちょっとおいときますけれども、ただ1つ抜けてるのが、これ僕選挙において、僕自身は特別区の修正する、バージョンアップするというのを全てのテレビ番組、そして全ての新聞の討論でやりました。反対の候補の方、これはもう5月17日で決着済みだから、これは絶対に終わらせるということを明確に主張されたわけです。その中での選挙という手続を経て今来てるわけですから、そういった意味でこの制度についてまさにもう一回考えようよということを提案するということは何も間違ったことじゃないですし、私に対して投票してくれた69万の方もいらっしゃるんですね。そういった選挙ということについてもやっぱり真摯に受けとめていただきたいなというふうに思います。

(司会)

繰り返しになりますが、マイクをお持ちの方以外のご発言については、もう恐縮でございますが控えていただきますようお願い申し上げます。

それでは次のご意見の方。こちらの列の一番後ろの女性の緑色の服の方。

(市民)

座ったままでいいんですかね。すいません、座ったままで。

きょうはわかりやすい説明でありがとうございました。純粹にちょっと質問をさせてください。今回ちょっと総合区について、12ページによりきめ細かい行政サービスの実現云々という効果、あと、迅速になることでより迅速かつ適切なサービス実現が期待できますというふうにありますけれども、ちょっとそこについて疑問を感じております。どうい

うことかという、実体験を通じた説明も入れながら話させていただきたいんですけども、私、平野区なんです、平野区に四、五年前に越してきたときに、こどもの学校の区割り云々については全く意識しなくて引っ越してきました。そのうちに小学校に上がるにつれて説明書が来ました。その説明書の中の校区の区割りを見て初めてちょっと愕然としたのが、近くに、ふだん歩いてるところに小学校や中学校があるのにもかかわらず、内環を越えたところの中学校に行かないといけないという事実を初めて知りまして、その区割りで引っ越すことがどうしてもできなくて、ちょっと危ないと思って、そのときに幸いに校区外で通学することも可能にしてくれた前橋下大阪市長がすごくありがたい制度だったなと思ってんですが、要は大きな道路があるのにもかかわらずどうして区割りがずっとほったらかされたままになってるのかというのを区役所に一度相談しに行ったことがあるんですが、実はそこで初めて知った事実が、30年以上も校区の区割りというのは変えられないまま放置されていたということとそのとき初めて聞きまして、それはちょっと問題じゃないんですかということで、早急にスピーディーに総合区になっても特別区になってもそれは解決できるものなのか、本当はすぐにでも変えてほしいところではあるんですが、特別区になると今市長が行ってる権限というのはそれぞれの特別区長におりてきて、今市議会でやられてるところも特別区の区議会におりてきて、それぞれの区において迅速に決定できるというプロセスは何となくわかるんですけども、総合区に関しては、市長は市長で全てのことを、総合区長でも決めるプロセスもあるけれども、やはり市長が決めるプロセスもある。議会はやっぱり市議会1つで決定するというので、どうも迅速な本当にサービスが行われるのかという、それをちょっと疑問に思ったので、総合区のプロセスについて、今の例をどう解決するのかというのを、実例をちょっと言えたら言っていたらいいなと思ってるんですけども。

(吉村大阪市長)

まずここにある迅速で適切なサービスが期待できますということは何と比較してかということでもまず言うと、今の大阪市の体制と比較して総合区のほうがより適切で迅速な、制度設計していく必要があるんですけども、期待できるだろうということで書かせてもらってます。おっしゃってた学校区の校区割りというのは教育委員会が決めてます。大阪市の教育委員会というのは270万人で1つです。1つの教育委員会があって、それで決めていってると。それが特別区になれば特別区ごとの教育委員会で決めていく。だからお住まいのところの校区の線がおかしいじゃないかというのは特別区の中で決めることができるということになります。総合区の場合は教育委員会1つですので、大阪市内で1つということになりますけれども、これ総合区の区長にできるだけ権限を落としていく、広げていくということになりますから、制度設計のやり方にもよるんですけども、教育委員会は幾つものことはできないですけども、ただ、今大阪市でも議論してるのは分権型の教育委員会みたいなものをつくれないうのは言ってるんですね。余りにも広いですから。教育委員会、法的には1つなんですけど、もう少し身近なところの意見を吸い上げるような仕組みってできないのかなというのは今大阪市でもそういう議論はあるんですけども、それは総合区の区長に権限を持たせれば、より一層総合区の区長というのは住民からの突き上げを受けるわけですから、そこで校区とか目をみはるといえるのは今以上に

なると思っております。これは当然人によるところ、人が本当にいい人が来れば全部解決するじゃないかというご指摘もあるかと思うんですけど、制度としてどういったものがふさわしいのかなというふうに考えたときに、校区の区割りについても、例えば総合区であったとしても総合区長に権限を多く持たせて、より住民の皆さんの意見が吸い上げられるような形になれば、総合区の区長が今度は市長に対して意見を言うような、予算の意見を言うようなこともできますしね。教育についてはもっと権限をおろせというような形になると思いますので、そういった意味で今と比較すれば僕は総合区のほうが確実に皆さんの近いところで意見を聞けることになるだろうなというふうには思いますね。ここに書いたのはあくまでも今の大阪市と比較してやっぱり総合区か特別区かという制度に変えていくほうが制度として、人に頼るんじゃなくて制度として住民の皆さんの声を吸い上げやすいことになるんじゃないのかなというふうに考えてます。

(司会)

はい。それでは次の方。左の端の2列目の男性の方。

(市民)

すいません。意見です。話の流れ見ると、最終的には総合区と特別区どっちがいいんやという比較をすることになるんだと思います。最初に述べられた課題として住民自治の拡充と二重行政、まあ広域行政の一元化、2つ挙げられてるんですが、今日のご説明も総合区ですね、先々の検討課題にも二重行政の解消というか広域行政の一元化が入ってませんが、もしかしたら指定都市都道府県調整会議というのがそれだということのかもしれませんが、さすがにそれだと、その比較でどっち選べと言われると、正直フェアでないような気がします。聞きかじりですけど、例えば総合区の制度と同時に連携協定の制度が導入されたというのを聞きますので、ちゃんと広域行政の一元化についても総合区とセットで制度案を考えていただきたいなというのが意見です。ありがとうございます。

(司会)

ご意見ありがとうございます。

それでは次の方。じゃ、真ん中の列の一番後ろの紺色の服の男性の方。

(市民)

私は意見として言わせていただきます。総合区にしる特別区にしる、大阪府のため、大阪府のため、そして我々住民の生活レベルが向上するんやったら、私はどちらを進められても何の異存もないんですよ。ただ、考え方としたら、総合区選ぶのか、特別区選ぶのか、何で二者択一の説明の仕方をされるのかなと思います。先ほどの吉村市長の話を聞いてたら、吉村市長はどうも総合区のほうから進めていきたいなというふうには私は感じたんです。これから私の意見なんですけれども、総合区、特別区、多分双方ともいい面はあると思います。だから何で折衷案をつくられないのか。私はその折衷案をつくっていただきたいというのが私の意見なんです。いわゆる総合区から入っていただいて、最終的に特別区のほうへステップアップ、レベルアップするような政策というのも必要ではないかなと。そう

いうふうなことも考えていただきたいなと思います。

以上です。

(司会)

どうもご意見ありがとうございました。

それでは続きまして。真ん中の紺色の女性の方。

(市民)

きょうはご説明ありがとうございました。私こちらのほうに23、4年前に引っ越してきてから、今の大阪市というのが物すごく住民サービスとか行政のやり方がよくなってると思ってるんですよ。すごく疑問に思ったりとか不便だなと思ってたことが、ここ4年、5年の間に物すごく改善されているので、むしろ総合区になることで今よりも本当にメリットが目に見えてある部分がお金をかけるだけあるのかなというのはちょっとまだ疑問のところがあって、具体的に予算権限に関してなんですけれども、今大阪市長さんの権限で各区長さんにある程度の予算はいただいているようなことは聞いてるんですね。うちのこどもたちも例えば漢検なんかの受検料なんかを住之江区のほうは補填していただいて受けさせてもらったりとか、すごくいい制度だなと思ってるんですけども、ある程度の予算の権限でできることというのはやっぱりプラスアルファのそういう身近なことで大変ありがたいのではあるんですけども、大きな枠組みとしてまちづくりとかそういう面で変わっていくための施策をやろうと思うには足りないものがすごくあって、それを区長さんが総合区になればいろんなことが具申できるということなんですけれども、本当にそれがもうちょっと今よりもたくさん予算をいただける制度に総合区になると実際なるのかどうか。今回、総合区と特別区を並べてご説明いただいたという趣旨は、要は現状よりはよくなっていかないといけないということだと思うんですよね。だから、現状よりもよくなるために、できれば特別区になってほしいけど、特別区やっぱりだめだった場合も総合区というのがあるんだよという、そのセーフティーという意味では、総合区の予算はなるべくもうちょっとあってもいいかなんていうのはちょっと思ってるんですね。だからどの程度までもらえるものなのかなというのはいちよっと思いたいなと思って。

(吉村大阪市長)

予算のパイというのは、パイの大きさは限られてますので、それをどうするかということで、今できる限り区長に権限と予算というのは落とそうというふうにはして行ってます。ただ、ちょっと想像してほしいんですが、西原区長今来てますけど、これは僕が任命しただけなんです、ある意味。僕の人事権でこれやってる話なんです。もしこれが総合区の区長になって、一定の範囲も合区して広げて、先ほど事務が幾つか、こんなことができる、大きさの範囲の説明ありましたけど、ある程度大きなことができる範囲にして、ある程度事務を広げて行って、そして西原区長のような区長がその範囲での区長になって、しかも区長になる上に僕が単独で決めるだけじゃなくて、もう一つの住民の代表の議会の同意も得るということですから、議会もオーケーと言ってくれる、市長もオーケーと言ってるような人がこれまず区長になる。そうすると、そこで一定の民主的な権限というのはやっ

ぱり強くなると僕思うんですよ。その裏づけとして、法律でも予算の意見を言う権利というのが法律上認められてまして、今はそんなの無いんです。だから西原区長が予算の意見を僕に言う権利なんか何もないんです。ただ僕が任命してるということで。一生懸命やってくれてるんですけどね。そういったところで議会もオーケーというような区長、そして法律上の裏づけもあるような、予算について一定意見言うような区長にしたほうが僕はいと思いますし、その範囲というのはやはり幾つかの区を集めて、そして事務を広げたほうが僕はいんじゃないかなと思います。実際僕がやってる経験上、まだ約1年弱ぐらいですけども、やっぱり身近なことというのは正直気づきにくいところはあります。全部の範囲で住民のサービスを見るという意味では。そういった意味では身近なところについては区長にもっと権限とか、一定固まってもらってそういったものを細かく見て、区長に僕はむしろやってもらいたいぐらいの思いなんです。そうじゃなくても広域の仕事というのもやって、知事と同じような仕事も一緒にやって、これ市長の事務としてはありますのでね。だからそういう住民の皆さんに身近なところは身近な区長で一定の権限を持ってやってもらったほうが絶対いいだろうなどは経験上も思います。それを今と比較したらやっぱり総合区にしていく、合区して、そこに予算の意見についても言えるような区長にしたほうが、やはり皆さんの意見をより適切に反映したことができるんじゃないのかなというふうに思います。予算全体のパイは一緒なので、そこでどうするかという、それがパイがふえるというのは経済規模をやっぴり大きくしていかなくちゃいけないですから、今知事と一緒に大阪を成長させるためにいろんな施策も打ってますけどね。そういうのは両輪でやっていかなくちゃいけないんですけども、皆さんの身近なところに権限を持った人がいるというのが僕は大事なんじゃないのかなというふうに思いますね。

(司会)

それではまことに申しわけございません、時間のほうがまいりましたので、あと最後お一人のご意見、ご質問で最後にさせていただきたいと思いますので。じゃ、こちらの女性の方。できるだけ短くお願いいたします。

(市民)

先ほど知事と市長が、やっぱり関係がいいからどんどんいろいろ二重行政を改善できるとおっしゃいました。東京の事務所を1つに減らしたとかそんなものじゃないと思うんですよ。私たちは本当に大事なものは、今二重行政の解消ということが重点になっていますけれども、橋下市長さんといい、そして今の市長さん、それから松井知事といい、やられたことは、青少年を育てるための、若い者を育てるための府立大学と市立大学をなくしてしまうとか、それから本当に住民の暮らしに大切な市民病院をなくしてしまうとか、そういうふうな住民サービスをなくしていく方向に進んでると思うんです。二重行政というのを解消するというのとはそういうことではないと思いますので、本当に住民の暮らしを守るためのサービスを充実させるための行政をやるということに力注いでほしいです。

(松井大阪府知事)

わかりました。今回は政治的主張はできないことになってるので、僕らもやってません。

共産党みたいな・・・（聞き取れず）

（市民）

いや、二重行政の無駄をなくすということですから言ったんです。

（松井大阪府知事）

政治的な主張を、最後のこの貴重な時間の中で、そういう政治的な主張はやめましょう。

（市民）

これは二重行政をなくすということがそういうことなんですよ。

（司会）

すいません。申しわけございませんが時間のほうがまいりましたので、これにて今回の意見募集・説明会については終了させていただきたいと思います。

（吉村大阪市長）

始まりが10分おくれましたので、10分延ばして4時10分まで今回させていただきました。皆様のご意見は書いて、時間はどうしても2時間というのは決まっていますので時間ですけども、ご意見書いていただきたいと思います。外で回収しますので。ですので皆さんの意見を言っていたらなというふうに思います。

（司会）

すみません、それではこれにて意見募集・説明会のほう終了させていただきたいと思います。

本日市長到着、別途公務により開会がおくれましたことを心よりおわび申し上げます。

それでは、意見募集・説明会を終了させていただきます。お忘れ物ないよういま一度周りをご確認ください。長時間どうもありがとうございました。お気をつけてお帰りください。